

平成29年3月15日、海難審判所HPに裁決書26件が掲載されました！

平成28年12月中に海難審判所で言い渡された裁決1件、平成29年1月中に地方海難審判所で言い渡された裁決25件、計26件の裁決がホームページに掲載されました。その内訳は以下のとおりです。

海難審判所(東京)	地方海難審判所(全国8所)
事件種類(件):乗揚1	事件種類(件):衝突12、乗揚6、単独衝突3、施設等損傷3、遭難1
関係船舶(隻):旅客船1	関係船舶(隻):漁船18、プレジャーボート6、貨物船4、油送船3、引船3、旅客船2、遊漁船1

このうち(東京)裁決1件[愛媛県美濃島東岸における小型旅客船乗揚事件]の概要は、[別紙](#)のとおりです。公表された裁決書をもとに、当協会の責任で編集しましたので、ご参考にしてください。なお、詳細は海難審判所のホームページでご確認願います。

http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu_kako/tokyou/saiketsu.html

ちなみに、海難審判所(東京)には地域管轄はなく、以下の**重大な海難**を対象としています。

重大な海難(海難審判法施行規則第5条)

- 1 旅客が死亡若しくは行方不明となった場合、又は2人以上の旅客が重傷となった場合
- 2 5人以上が死亡又は行方不明となった場合
- 3 火災又は爆発によって船舶が運航不能となった場合
- 4 油等の流出によって環境に重大な影響を及ぼした場合
- 5 旅客船、100総トン以上の漁船又は300総トン以上の船舶が全損となった場合
- 6 特に重大な社会的影響を及ぼしたものとして海難審判所長が認めたもの

<概要>

夜間、降雨のなか、旅客5人を乗せ、愛媛県美濃島から新居浜港に向かった小型旅客船(19ト、2人乗組)が、出港後間もなく、同島東岸に乗揚げた。

<発生日時>

平成26年8月1日(金) 20時26分

<死傷>

旅客1人が上顎骨骨折

<損傷>

船底外板に破口等を生じ、のち廃船処理

<審判関係人>

受審人：船長



「原因」

航行中に転針する際、船位の確認が不十分で、美濃島の東岸に向首して進行したこと

「受審人の行為」

船位確認を十分に行わなかった職務上の過失により、美濃島東岸に向首する状況となり、これに気付かないまま進行して乗揚を招き、乗客1人を負傷させた

懲戒：小型船舶操縦士の業務を1箇月停止